

地域防災計画に定められた事項

市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位（水防法 13 条の 2 第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。

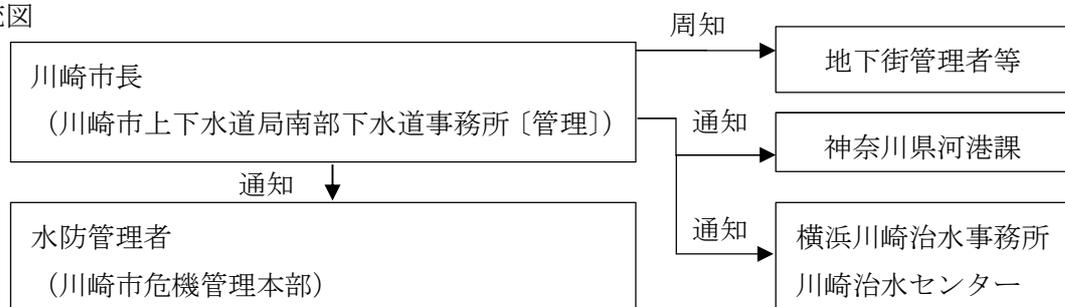
1 種類及び発表基準

種類	発表基準
雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき

2 水位到達情報の通知及び周知を行う下水道

番号	水位周知下水道名			基準水位観測所名	雨水出水特別警戒水位	発報者市町村長	受報者水防管理者
	自	至					
1	川崎市公共下水道堀川幹線	川崎市	川崎市	砂子	1.97m	川崎市長	川崎市長
		川崎区小川町	川崎区本町 2 丁目				

3 連絡系統図



4 地下街等の名称及び所在地

名称	所在地
アゼリア	川崎区駅前本町 2 6 - 2
川崎ルフロン	川崎区日進町 1 - 1 1
川崎ダイスビル	川崎区駅前本町 8